第１３６２回　京都市教育委員会会議　会議録

１　日　時　平成２８年１１月１７日　木曜日
　　開会　１０時００分　　閉会　１２時００分

２　場　所　京都市役所内　教育委員室

３　出 席 者　教　育　長　在田　正秀
　　委　員　秋道　智彌
　　委　員　奥野　史子
　　委　員　鈴木　晶子
　　委　員　星川　茂一
　　委　員　髙乗　秀明

４　傍 聴 者　４人

５　議事の概要

（１）　開会

１０時００分，教育長が開会を宣告。

（２）　前会会議録の承認

第１３６１回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

（３）　議事の概要

ア　議事

議案２件，報告２件

イ　非公開の承認

議案２件，報告１件については，市長の作成する議会の議案に対しての意見の申し出に関する案件及び関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件のため，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

ウ　報告事項

報告　平成２８年度「全国学力・学習状況調査」の結果について

（事務局説明　佐藤　学校指導課長）

今年度の全国調査の結果については，８月２５日の教育委員会議で概要報告し，国の結果公表に合わせ９月２９日に速報版としてＨＰで市民の皆様へ結果公表したところである。本日は，詳細な結果の分析について，市民の皆様への公表予定の資料をベースに説明する。本日のご意見等も踏まえ，後日ＨＰ上で公表する予定である。

まず，結果公表については，本市の全体的な傾向や課題を明確にし，公表を通して，学校・家庭・地域が共に子どもたちの教育の充実に向けて行動する契機とする。教育委員会としては，市全体の結果を平成２５年度からホームページで公表している。

なお，平成２６年度の文科省の取扱変更により，教育委員会が学校別の平均正答率の結果を公表することも可能となったが，本市では学校別の結果の公表は行っていない。学校別の結果公表については，校長会とともに作成した公表方法のガイドラインを元に，単なる数字の羅列ではなく，「結果から見えてきた成果や課題」，「今後改善すべきこと」等が保護者などにしっかりとメッセージが伝わる内容になるよう，各校で工夫し，学校だより等に掲載している。

公表内容の要点は，小学校，中学校ともに国語，算数・数学全てにおいて，平均正答率が全国平均を上回る良好な結果であったこと，児童生徒質問紙調査から，学力と相関関係のある，家庭学習，読書，自尊感情，規範意識の項目で，児童生徒の意識・態度は，概ね昨年度と同様又はやや改善を要する結果となったこと，また，全国平均と比較し，家庭学習の二極化（する子としない子）や携帯電話・スマートフォンの使用時間の長さなど，依然として大都市圏である本市でも特有の課題もあり，引き続き改善が必要ということとしている。

公表の構成は，資料１の概要版と資料２の詳細版の２種類とし，詳細版については５つの柱で構成することとしている。

それでは，資料１（概要版）について説明する。これは後に説明する詳細版の要点のまとめである。教科ごとの平均正答率を小中学校別に掲載するとともに，平成１９年度の調査開始から今年度までの指数（全国平均を１００としたときの京都市の平均正答率の値）の経年変化の折れ線グラフを記載している。平成２８年度は，小・中とも全国平均を上回る結果。特に中学校は，全国平均を大きく下回る厳しい時期があったものの，今回は過去最高の結果であった。本市では約２割の小学生が私立の中学校に進学し，生活保護率・就学援助率が高いという状況の中，学力保障に関して，公立学校として一定の役割を果たしていると考えている。

概要版１枚目裏面～２枚目にかけては，保護者，市民の皆様へ向けたメッセージを記載している。家庭等での学習習慣や生活習慣等が，子どもたちの学力につながっていることを伝えつつ，子どもたちのために共に頑張ろうという思いを記した。

次に，資料２（詳細版）について説明する。まず，１～５ページでは，学校と中学校の教科に関する調査の結果概要を掲載している。折れ線グラフは，本市の結果の経年変化について教科ごとに見やすく掲載したもの。

小中学校・教科ごとで全国平均と比べて特に正答率が高かった問題と低かった問題を取り上げ，京都市の子どもの強み，課題がわかるように記載している。市全体でみると相対的にＢ問題のほうがＡ問題に比べて強みがある。Ａ問題に向けては，単に覚えるだけでなく，覚えるまでの段階で，実生活の事象にあてはめて考える等「意味の理解」を促すことを意識した授業づくりが大切であると考える。別添として，詳細版に掲載している調査問題を添付している。例えば，小学校の国語Ａ$\boxed{3}$では，日常的なポスターをもとに問題が構成されており，生活の中で国語の意味がわかって相手に伝えることができる力が身に付いているか，という点が問われていることが分かる。

６ページ以降は，児童生徒質問紙調査について，市立学校の結果を，昨年度や全国調査開始年度（１９年度）の結果や全国値との比較も含めてまとめたものである。家庭学習，ゲーム・スマートフォン，基本的生活習慣など，学力との相関関係が見られる設問を中心に掲載。各教科の正答率等との相関関係も掲載している。

（１）学習時間・家庭学習については，宿題や家庭学習を計画的にしっかりと取り組めている児童生徒ほど，正答率が高い。日々の宿題や小中一貫学習支援プログラムの活用など，予習，復習，教員の毎日の点検・声かけ，家庭への意識づけの工夫も含めて家庭学習の習慣化に向けた取組が大切である。

７ページの（２）ゲーム，携帯電話・スマートフォンの利用と家庭学習では，ゲーム時間及び携帯電話・スマホの利用時間と，学習時間及び正答率に相関関係があることを示している。引き続き，ＰＴＡや学校運営協議会等に情報提供しながら，各家庭での使用方法・使用時間に関するルール作り等，家庭との連携を深めていく必要がある。

９ページの（３）基本的生活習慣では，規則正しい生活習慣に関する質問を取り上げた。基本的生活習慣の確立に向けた家庭への働きかけを今後も続けていきたい。

１１ページの（４）読書では，「読書好き」な児童生徒ほど正答率は高く，平日に少しでも読書をする児童生徒の正答率は，全く読書をしない児童生徒と比べて高いことを示している。朝読書の実施，調べ学習での学校図書館活用等，本に親しむための取組を推進している。

１２ページの（５）自尊感情，規範意識では，自尊感情や規範意識が高い子どもほど正答率が高いことを示している。この間，中学校生徒会会議・サミット等の取組により，全市で規範意識の向上を推進してきた。授業の中でも，「考えを発表する機会」「話し合う機会」を意図的に組み入れたり，異学年や小学校・中学校合同の活動，地域の方々との交流を図ったりする取組などを学校が積極的に実施してきた成果であると考える。

１３ページの（６）地域・社会への関心，ボランティア活動経験では，地域・社会の出来事に対する関心と学力に関する相関を表している。今年度初めて，ボランティア活動経験を問う質問が出たが，小中学校ともに全国平均を下回る結果となった。地域社会との関わりの中で，子どもたちが活躍し，貢献できる機会づくりを進めていき

たい。以上が児童生徒質問紙に関する分析である。

１５，１６ページでは，現在本市が進めている学力向上の取組を記載している。これまでから進めてきた小中一貫教育・学力向上の取組に加えて，学習指導要領の改訂を見据えた取組も今後重要となってくる。学習に向かう姿勢を授業の中で作り，子どもたちの主体性や学習意欲向上につなげるような指導の工夫や改善をでき，校長のリーダーシップのもと教職員が児童生徒に対して充実した指導を実践できる「学校組織づくり」を支援する。また，校内での組織的なチェック体制確立も支援していきたい。

１７ページでは，今年度の全国学力・学習状況調査を踏まえて，保護者・市民に対するメッセージを記載している。子どもたちの学力は，学校での活動だけではなく，家庭や地域も含めた日々の生活の中での，様々な取組や経験，関わりの積み重ねを通して身に付くものであり，保護者・市民の皆様にも，ご理解とご協力をお願いする内容としている。

（委員からの主な意見）

【秋道委員】毎年度，教科に関する調査問題の難易度は変動するが，この変化に関して教育委員会と学校の情報交流の機会はあるのか。子どもたちの成績の変動だけでなく，問題の難易度の変動も踏まえて分析していくことが望ましいと考える。

【事 務 局】年度によって問題の難易度や偏差は違う。文部科学省からも詳細な分析資料をいただいており，本内容については学校を対象とした研修会で説明のうえ，教育研究会とも情報共有している。また，分析資料は文部科学省から直接各校にも届いており，各校での結果分析に活用している。

【秋道委員】前年度の調査問題を今年度の調査前に授業等で扱うことはあるのか。

【事 務 局】学校に対しては，調査問題のねらい，子どもたちに付けたい力などを分析し，本調査のような問題に子どもたちが対応できる力を付けるように，日々の授業づくり・授業改善を進めてほしいと指導している。

【秋道委員】子どもたちの力を伸ばすという意味で，よい指導だと思う。

【奥野委員】各学校で，調査結果を分析し保護者や地域に学校だよりでお知らせしていただいている。保護者や地域等から，学校の順位を知りたいという声はあるのか。

【事 務 局】学校だよりにおいても，子どもたちの特徴を示すために部分的に全国平均との比較等を示しているところはあると思うが，学校の順位を教えてほしいという保護者や地域の方々からの声は聞いていない。

【奥野委員】本調査は，子どもたちが経年でどのように成長していくか，どのように課題を克服していくかを検討するという目的もあると思う。授業だけでなく，土曜学習や放課後まなび教室においても，子どもたちの学力向上に向けて動いているか。

【事 務 局】学校としては，学力向上は原則として学校の授業で担うべきものと考えている。ただし，授業を補完するものとして，土曜学習や放課後まなび教室においても，基礎基本事項の定着等を図れれば望ましいと考える。

【在田教育長】小学校における土曜学習や放課後まなび教室に関しては，教科の学習だけでなく，体験学習などを実施しているところも多い。中学校においては，放課後学力ステップ・アップ事業を実施しており，平成２９年度には全校実施したいと考えている。

【奥野委員】学習につまずいてしまった子どもたちが学べる場を設けられるとよい。

【事 務 局】学力は総合力であると考える。様々な教科・領域の力を合わせて，学力は向上する。土曜学習や放課後まなび教室において，地域や保護者の方々，大学生ボランティア等と交流し，様々な方々に支えられていると子どもたちが実感することも，学力向上において大切な事項である。また，これらの取組は，家庭や地域の教育力を高める役割も果たしていると思う。一部の子どもたちだけでなく，全体への良い波及効果がある。

【在田教育長】課題のある子どもたちに対して，教育施策が行き届いているかは検証しないといけない。家庭とも連携し，放課後学習等に参加するよう促してもらってはいるが，依然課題である。

【星川委員】平成１９年度から本調査を続け，本市立学校全体の授業改善も進み，家庭教育力も向上していると感じている。本市として，学校・家庭・地域が連携して子どもたちの学力向上に向けて力を合わせようというメッセージはとても良いと思う。

　しかし，肝心なのは，個々の学校でどのように本調査を捉え，取り組んでいくかである。そこで，各学校の本調査結果の経年変化から，成果を挙げている学校の取組を評価し，全市の学校へ紹介する等の取組は教育委員会として行っているか。また，課題がある学校に対して，何か手立ては行っているのか。

【事 務 局】まず，成果をあげている学校の取組については，その優れた取組が他校へも波及するよう，教員向けリーフレットで全教職員に周知している。次に，課題がある学校については，中学校及び中学校区内の全小学校を１つのブロックとし，２８年度は９ブロックを重点的に支援している。教育委員会の担当課長・参与等で構成する学力向上プロジェクトチームがそのブロックの学力向上の取組に密に関わり，年数回の学校訪問等を実施しながら，指導助言を行っている。

【星川委員】教員向けリーフレットでは，学力に関して分析に基づいた取組を実施している学校を取り上げるのもよいのではないか。市民の方々が学校の良い取組例を知ることも大切だが，何よりも学校の先生方が常に他校の良い取組例を見ることができるようにしていただきたい。

【鈴木委員】学校の先生方の努力が子どもたちの学力向上として実を結んでいるのは，大変素晴らしいことである。概要版においても，子どもたちの確かな学力の向上のために，学校で取り組んでいることと併せ，学校での学び，家庭での学び，地域での学びが統合的・複合的に合わさって，基礎的な学力が向上するということを掲載してはいかがか。

【髙乗委員】少しずつ着実に子どもたちの学力が向上しているのは，先生方の成果である。市全体の分析は本資料のように詳細にできているので，各学校においても詳細な分析をし，そこからどのように授業改善につなげるかを検討することが，大事なことである。課題がある学校に対しては，ぜひ教育委員会として分析に関するサポートもしていただきたい。

【鈴木委員】本市では読書活動にも力を入れているが，なかなか読書時間が伸びないのはもどかしいところである。

【秋道委員】本市では，学校でどのような本を読むことを推奨しているか。また，読書は，読むことに加えて，書くことや話すことも学べると思う。どのように子どもたちに読書を推奨していくか，先生方の工夫が必要なところかと思う。

【在田教育長】現在，全ての小中学校に学校司書を配置しており，学校図書館の充実に努めている。また，子どもたちにぜひ読んでほしい本として推薦図書の配架を行っている。現在，小学校では「めざせ１００冊！読書マラソン」を実施し，子どもたちの多くが読書をしているが，中学校入学後，環境の変化等もあり自主的に本を読まなくなってしまう子どもたちもいることは課題と捉えている。ビブリオバトルを実施して意図的に本を読み他者に紹介する取組を推進する等，今後も引き続き工夫してまいりたい。

エ 非公開の宣言

教育長から，以下の議案２件，報告１件について，会議を非公開とすることを宣言。

オ 議決事項

議第１６号　京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（事務局説明　有澤　教職員人事課長）

今回ご説明させていただく案件は，給与改定・介護時間の新設・配偶者同行休業の再度の延長の３点である。まずは，給与改定について説明させていただく。

人事委員会勧告に基づく改正が中心となるので，はじめに市と府の勧告の主な内容についてご説明させていただく。

国の人事院勧告の内容を踏まえ，９月に京都市，１０月に京都府の人事委員会勧告が提出された。

まず，京都市の勧告についてだが，対象となるのは，行政職や，学校職員では管理用務員・給食調理員等である。公務員給与が民間企業の平均給与を０．０２％下回っていたが，較差が極めて小さいため，給料表の改定は見送られている。ボーナスについては３年連続の引上げ勧告となっている。

また，国では扶養手当について配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額に引き下げ，子に係る手当額を引き上げる見直しを行うとの勧告を行っているが，本市については「引き続き研究」として見送られている。

次に，京都府の勧告についてだが，対象となるのは，幼稚園・高校の教職員等である。公務員給与が民間企業の平均給与を０．２３％下回っていたことなどから，月例給・ボーナスともに３年連続の引上げ勧告となっている。

また，扶養手当については，２９年４月から国に準じて改正することになっているが，来年度から教職員の給与費等が政令市に移管されるため，直接影響を受けることはない。

実際の給与改定についてご説明させていただく。まず，京都市の給与改定についてご説明させていただく。勧告どおり，期末勤勉手当について，現在４．２０月分のところ，０．１月分引き上げ４．３０月分となる。

次に，京都府における給与改定の概要についてである。月例給に係る官民較差については，次の２つの項目で解消を図る。

給料表については国の俸給表構造を基本として，若年層に重点を置き，平均０．２％の引上げを行う。地域手当については，給与制度の総合的見直しにより平成３０年度に９．４％まで引き上げられることが決定しているが，現時点では９％に据え置かれている。今回の給与改定では，給与制度の総合的見直しの円滑な実施の観点から，地域手当を０．１５％引き上げ，９．１５％となる。

その他，期末勤勉手当，ボーナスについて，現在４．２月分のところ，０．１月分引き上げ４．３月分となる。

以上の改定内容のうち，１１月市会への条例改正提案を伴うものについて説明させていただく。地域手当は，既に支給割合の上限引上げについて改正済みである。また，期末勤勉手当については条例上，「別に定める」としており，条例事項となるのは幼稚園・高校等の教職員にかかる給料表の改定１件のみである。

給料表の改定については，府の勧告に基づき月例給を平均０．２％引き上げるべく給料表を改定している。改定額については，月額４００円を最低ベースとして，若年層に重点を置き，引上げを行っている。改定額の幅は１級から３級まで同額程度であるが，実質的な改定率は，３級０．０９％，２級０．１８％，１級０．４５％と高くなっており，若年層に手厚く措置している。

給料表改定の影響額については，高校教員で年間約６万円，幼稚園教員で約５万７

千円の引上げとなる。給料表の改定については，平成２８年４月１日に遡っての適用となり，改定に伴い発生する４月以降の給与差額は，条例改正後に一括して支給する予定である。

次に介護時間の新設について説明させていただく。職員が，配偶者又は２親等以内の親族で負傷，疾病又は身体上もしくは精神上の障害により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため，連続する 3 年の期間内において，1 日につき２時間の範囲内で必要な時間勤務しないことを承認する制度である。現行制度においても６月の期間で１日，半日，１時間を単位として取得できる介護休暇が存在するが，これとは別に新たに設けるものである。勤務しない時間については，給与が減額される。

具体的には，１日の勤務時間の始め，又は終わりにおいて取得できるようにすることを想定しており，朝夕の介護施設への送迎や食事介助など，長期的な介護への対応が可能である。

なお，介護休業制度については，仕事と介護の両立を目指し，従来からの「緊急的な介護ニーズ」に加え，「日常の介護ニーズ」への対応を視野に平成２９年１月１日から改正育児介護休業法が施行される。

介護時間制度については，改正育児介護休業法の施行に合わせ，国家公務員への適用にあたっては国会で審議中，また京都府においても１２月の府議会で審議される予定である。本市においても１１月市会に上程し，平成２９年１月１日施行としたい。

介護をめぐる環境が多様化するなか，介護事情等の生じる時期やその内容に応じて既存の介護休暇制度と新設する介護時間制度をうまく活用することで，柔軟な働き方ができ，仕事と介護の両立につながるものと考えている。

続いて，配偶者同行休業の再度の延長について御説明させていただく。平成２６年４月１日から実施している配偶者同行休業について，より柔軟な制度の活用ができるよう，取得期間の延長を行う場合，現行制度では１回のみ延長可能としているところを，特別の事情があれば延長後の期間を含めて３年を超えない範囲で再度の延長が可能となるよう改正を行うものである。この特別な事情とは，配偶者の外国での勤務が引き続くこととなり，かつ，その引き続くことが当初の延長請求時には確定していなかったこと，その他，任命権者がこれに準じると認める事情としている。なお，国家公務員においては，既に平成２８年４月１日から実施している内容であり，京都府においても改正が予定されているものである。

本制度は男女を問わず要件を満たせば活用可能なものですが，小学校教員の約６割が女性であるなど比較的女性の多い本市の教職員が活用することにより，女性の活躍推進に資するものと考えている。また，帰国後は海外での経験を活かし，国際理解教育など教育の充実に寄与している。海外勤務がしやすい環境の整備にもつながるものと考えている。

（委員からの主な意見）

【秋道委員】東京都の地域手当が高くなっているが，支給割合はだれが決めているのか。地方創生の流れに反することにはならないのか。

【事 務 局】国の方でおおもとの支給基準を決めているが，地方活性化の観点というよりは，物価や生計費が高い地域はお金がかかるためである。

（議決）

教育長が，議第１６号「京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対し，各委員「異議なし」を確認，議決。

議第１７号　教育に関する事務に係る平成２８年度京都市一般会計補正予算について

（事務局説明　清水　総務課長）

今回の補正予算につきましては，人事委員会勧告等を踏まえた給与改定実施に伴う必要額１億１２００万円を増額補正しようとするものでございます。

京都市教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例や行財政局提出の京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定などに伴い実施いたします，人事委員会勧告等を踏まえた給与改定について，教育委員会が給与費を負担している幼稚園・高等学校の教職員や市立学校・幼稚園の管理用務員，給食調理員，事務局職員等の合計約１８００人分の給与費の増額支給分１億１２００万円の増額補正をお願いするものであります。

（委員からの主な意見）

【星川委員】補正予算案を見ると，市職員は期末勤勉手当が増額されるが，それに伴い管理用務員の条例改正が必要ないのか。

【在田教育長】期末勤勉手当については条例事項ではないため，条例改正の必要はない。

（議決）

教育長が，議第１７号「教育に関する事務に係る平成２８年度京都市一般会計補正予算について」に対し，各委員「異議なし」を確認，議決。

カ 報告事項

報告１件に係る会議録ついて，関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件のため非公開。

（４）その他

〇教育長から，前会会議以降の主な出来事等について報告

10 月 21～22 日　第１１回小中一貫教育全国サミット in 武蔵村山

11 月 6 日　第１７回不登校フォーラム

11 月 9 日　教育福祉委員会

11 月 13 日　日吉ヶ丘高等学校相撲部３年生　新弟子検査合格

11 月 13 日　第９６回全国高等学校ラグビーフットボール大会　京都府予選決勝

〇事務局から当面の日程について説明

（５）閉会

１２時００分，教育長が閉会を宣告。

署　名　　教育長